

介護予防支援について

1 介護予防支援の概要

〈定義〉【法第 8 の 2 条第 16 項】

- 居宅の要支援者が介護予防サービス等の適切な利用ができるように、市町村が設置する地域包括支援センターが、
 - ①要支援者の心身の状況、置かれている環境、要支援者や家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成
 - ②介護予防サービス計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整等を行うこと。

〈人員基準〉【介護予防支援 基準第 2 条・第 3 条】

- 管理者：事業所ごとに常勤専従の者を配置
- 従業者：事業所ごとに担当職員※を 1 人以上配置
 - ※保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務等に 3 年以上従事した社会福祉主事のいずれかの要件を満たす者であって、介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者。

〈設備基準〉【介護予防支援 基準第 19 条】

- 事業を行うために必要な区画：事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、指定介護予防支援の業務に支障がない場合には、地域包括支援センターが行う他の事業の用に供する事務室又は区画と同一のものであっても差し支えない。
相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等はプライバシーが守られ、利用者が直接出入りできるなど利用者が利用しやすいよう配慮する必要がある。
- 指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品：他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、指定介護予防支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

介護予防支援基準には、上記のほか「運営規程」「秘密保持」「苦情処理」「虐待防止」などの項目が定められています。

〈指定の有効期間〉【法第 115 条の 31 により準用された第 70 条の 2】 6 年

介護予防支援の介護報酬のイメージ（1月あたり）

介護予防支援費	438単位/月	+	初回利用者へのケアマネジメントに対する評価（300単位）	居宅介護支援事業所への委託時の適切な情報連携等に対する評価（300単位）
---------	---------	---	------------------------------	--------------------------------------